

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	かほく市 内灘町 津幡町(代表)

河北郡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	津幡町産業建設部産業振興課
所在地	石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地
電話番号	076-288-6704
FAX番号	076-288-6470
メールアドレス	sangyou@town.tsubata.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

実に被害を与えている。農家や一般住民への人身被害も心配される。

○イノシシ

郡市の山間部において、収穫前の野菜、稲刈り前の水稲に大きな被害を与えていたが豚熱の感染拡大により令和2年度は被害が減少になった。しかし、今後は被害が拡大することが予測される。

○スズメ

郡市全域にわたって、収穫前の果実、野菜、田植え後の水稲に被害を与えている。

○ニホンジカ

令和2年度時点で、表立った被害報告は無いものの、目撃情報が寄せられており、今後被害が予想される。

○サル

令和2年度時点で、表立った被害報告は無いものの、目撃情報が寄せられており、今後被害が予想される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
カラス、キジ、ムクドリ、アオサギ	687千円 59.3a	300千円 20a
カモ類	4,365千円 4,342a	2,000千円 2,000a
ハクビシン、タヌキ、アナグマ	—	—
ネズミ	—	—
ツキノワグマ	—	—
イノシシ	226千円 19.5a	203千円 17.6a
ニホンジカ	—	—
サル	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

4. ネズミ

地域住民からの情報提供をもとに、被害縮小に向けた取組を行う。

5. ツキノワグマ

出没情報の収集・伝達をすみやかに行い、住民の人身被害防止に努めるとともに、クマの生態と被害防止技術の普及啓発を行う。

6. イノシシ

郡市の山間部等においては下草刈り等を行い被害防止に努め、檻及び銃による駆除を実施し、被害縮小に向けた取組を行う。

7. ニホンジカ

郡市の山間部等において、わな、捕獲檻及び銃器による駆除を実施し、被害縮小に向けた取組を行う。

8. サル

地域住民からの情報提供をもとに、対象鳥獣の追い払いを中心とした被害縮小に向けた取組を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在の有害鳥獣捕獲隊により捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
-	-	-

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
-	-

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

関係機関と協力し、被害軽減に努める。石川県猟友会河北支部より実施隊を推薦している。

津幡町 実施隊構成員 24人 3班体制で構成する。

かほく市 実施隊構成員 38人 3班体制で構成する。

内灘町 実施隊構成員 29人 4班体制で構成する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

-

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

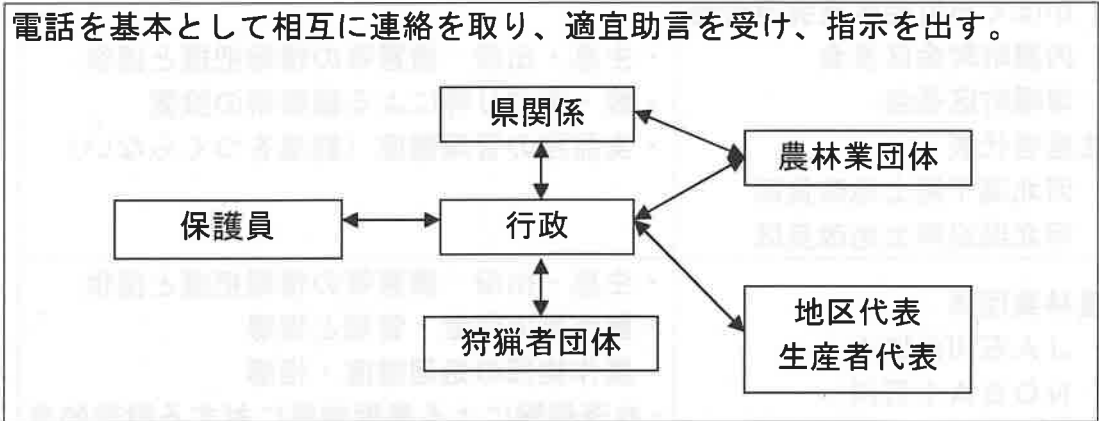
9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

-

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、山野に放置することなく、捕獲隊長等の指示で適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当無し

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	かほく市、津幡町 地内にて防護柵の 設置 L=10,000m	かほく市、津幡町 地内にて防護柵の 設置 L=110,000m	かほく市、津幡町 地内にて防護柵の 設置 L=110,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	カモ類、カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ネズミ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、サル	鳥獣パトロールの実施 出没注意看板の設置 広報誌、HP等による周知
令和4年度	カモ類、カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ネズミ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、サル	鳥獣パトロールの実施 出没注意看板の設置 広報誌、HP等による周知
令和5年度	カモ類、カラス、スズメ、キジ、ムクドリ、アオサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ネズミ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、サル	鳥獣パトロールの実施 出没注意看板の設置 広報誌、HP等による周知

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。